

木曽岬干拓地整備事業（第2期）環境影響評価方法書についての愛知県知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 事業計画及び工事計画の詳細が明らかになっていないことから、具体化した計画の内容及びその検討の経緯を準備書に記載すること。
- (3) 環境影響評価の各項目の具体的な予測地点が示されておらず、また、調査地点については、具体的な地点が示されているものの、今後具体化する事業計画、工事計画等を踏まえて設定するとされている。

このため、調査地点及び予測地点については、今後、具体化される事業計画、工事計画等を踏まえ、妥当性を十分に検討した上で適切に設定するとともに、その設定理由を準備書にわかりやすく記載すること。

- (4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音

- (1) 愛知県内の大気質及び騒音（以下「大気質等」という。）の調査地点は、対象事業実施区域の東側の田畠に設定されているが、対象事業実施区域周辺の住宅等の状況を踏まえ、これらの調査地点を適切に設定すること。
- (2) 工事中及び供用時の車両の走行による大気質等の影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

3 動物、生態系

対象事業実施区域北側の木曽岬干拓地整備事業における環境影響評価や、その後調査及び環境モニタリング調査において、チュウヒ及びオオタカの営巣及び繁殖が確認されていることから、本事業の実施によるチュウヒ等への重大な影響が懸念される。

このため、地域の状況に精通した専門家等の助言、「チュウヒ保護の進め方」（平成28年6月、環境省自然環境局野生生物課）等を踏まえ、チュウヒ等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を基に適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

4 その他

準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。